
反社会的勢力排除に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 22 年 10 月 19 日

本協会では、本年 10 月 19 日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行った。

去る 5 月 18 日付けで本協会自主規制規則「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が制定（7 月 1 日施行）され、新規に口座を開設しようとする顧客に対する反社会的勢力に該当するか否かの審査が義務付けられるなど、有価証券の売買等における反社会的勢力との関係遮断について規則化されたところである。

今般、こうした動きを受け、証券会社が引受けを行う場合など有価証券の発行段階等における反社会的勢力排除の規定についても整備を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、改正を行った。

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」及び「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の改正は、平成22年11月1日から施行する。

「有価証券の引受け等に関する規則」、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の改正は、平成23年1月1日から施行する。

規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

反社会的勢力排除に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

I．改正等の趣旨

去る 5 月 18 日付けで本協会自主規制規則「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が制定（7 月 1 日施行）され、新規に口座を開設しようとする顧客に対する反社会的勢力に該当するか否かの審査が義務付けられるなど、有価証券の売買等における反社会的勢力との関係遮断について規則化されたところである。

今般、こうした動きを受け、証券会社が引受けを行う場合など有価証券の発行段階等における反社会的勢力排除の規定についても整備を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II．改正等の骨子

1．「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

- (1) 「反社会的勢力」の定義を追加する。
(第 2 条第 24 号)
- (2) 反社会的勢力を排除するための内容を含んだ引受契約を締結する旨規定する。
(第 8 条の 2)
- (3) 有価証券の引受時に反社会的勢力との関係等の有無を確認する旨規定する。
(第 8 条の 3)
- (4) その他所要の整備を図る。

2．『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

- (1) 社債券の引受審査項目の一つに、「適格性」として、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力との関係があるか否か確認する旨、引受審査項目として追加する。
(第 11 条第 1 号)
- (2) その他所要の整備を図る。

3．「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について

- (1) 「反社会的勢力」の定義を追加する。
(第 2 条第 8 号)
- (2) 反社会的勢力を排除するための内容を含んだ買受契約を締結する旨規定する。

(第7条の2)

- (3) 第三者割当増資等の買受時など反社会的勢力との関係の有無等を確認する旨規定する。

(第7条の3)

- (4) その他所要の整備を図る。

4. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

- (1) 「反社会的勢力」の定義を追加する。

(第2条第10号)

- (2) グリーンシート銘柄等の指定条件等に反社会的勢力との関係を有していないこと等を追加する。

(第6条第1項第4号)

- (3) グリーンシート銘柄等の発行会社が反社会的勢力の関係を有している事実が判明した場合において指定取消しとなる旨規定する。

(第36条第5項第13号)

- (4) その他所要の整備を図る。

5. 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

- (1) 決算短信等において、発行会社の反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を開示する旨規定する。

(別表Ⅰ. 4. (4))

- (2) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

1. 上記Ⅱ. 1から3について

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

2. 上記Ⅱ. 4及び5について

この改正は、平成22年11月1日から施行する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 23 <u>24 反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> 第 3 節 反社会的勢力の排除 (反社会的勢力排除のための契約内容) 第 8 条の 2 <u>引受会員は、発行者又は売出人(以下「発行者等」という。)との間において締結する元引受契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u> <u>1 発行者等が反社会的勢力でない旨を確約すること。</u> <u>2 前号の確約が虚偽であると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。</u> <u>3 発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。</u> (反社会的勢力の排除) 第 8 条の 3 <u>引受会員は、引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。</u>	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 23 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>2</u> 引受会員は、発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、元引受契約を締結してはならない。 <u>3</u> 引受会員は、元引受契約を締結した後に発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該元引受契約に基づく引受けを行ってはならない。 第 4 節 (現行どおり) 第 5 節 (現行どおり) 第 6 節 (現行どおり) (社債券の引受審査項目) 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1 <u>適格性</u> <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり) <u>5</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成23年1月1日から施行する。	第 3 節 (省 略) 第 4 節 (省 略) 第 5 節 (省 略) (社債券の引受審査項目) 第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 (新 設) <u>1</u> (省 略) <u>2</u> (省 略) <u>3</u> (省 略) <u>4</u> (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略)

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(新規公開における引受審査項目の細目) 第 9 条 規則第16条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (現行どおり) ハ <u>反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> ニ (現行どおり) 2 ㄱ (現行どおり) 8 2 規則第16条第 2 項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (現行どおり) ハ <u>反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> ニ (現行どおり) (上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)	(新規公開における引受審査項目の細目) 第 9 条 規則第16条第 2 項に規定する株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (省 略) ハ <u>反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u> ニ (省 略) 2 ㄱ (省 略) 8 2 規則第16条第 2 項に規定する不動産投資信託証券(投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ・ロ (省 略) ハ <u>反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み</u> ニ (省 略) (上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)

新	旧
第 10 条 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (現行どおり) 6 2 規則第17条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (現行どおり) 5	第 10 条 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (省 略) 6 2 規則第17条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 適 格 性 <u>反社会的勢力との関係の有無</u> 2 (省 略) 5
(社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第 18 条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 <u>1 適格性</u> <u>反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無</u> <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり)	(社債券の引受審査項目の細目) 第 11 条 規則第18条第 3 項に規定する社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。 (新 設) <u>1</u> (省 略) <u>2</u> (省 略) <u>3</u> (省 略)

新 付 則	旧
この改正は、平成23年1月1日から施行する。	

「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 第三者割当増資等 第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する方法をいう。以下同じ。）により行う株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）に係る募集又は売出しをいう。 2 〱 （ 現行どおり ） 7 8 <u>反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> (買受け時の確認事項) 第 3 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等（当該第三者割当増資等に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。<u>第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条及び第 17 条第 1 項から第 3 項まで</u>を除き、以下同じ。）の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。 1 〱 （ 現行どおり ） 6	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 第三者割当増資等 <u>上場発行者が</u>第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する方法をいう。以下同じ。）により行う株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）に係る募集又は売出しをいう。 2 〱 （ 省 略 ） 7 （ 新 設 ） (買受け時の確認事項) 第 3 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等（当該第三者割当増資等に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第 10 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条及び第 17 条第 1 項を除き、以下同じ。）の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。 1 〱 （ 省 略 ） 6

新	旧
(上場発行者に対する説明) 第 4 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けと同時に当該株券等を原資産とする有価証券を組成（これに類する行為を含む。以下この条において同じ。）する場合には、当該有価証券を組成する旨を当該上場発行者に対して説明しなければならない。 2 (現行どおり) (上場発行者に対する要請) 第 5 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券の買受けを行うに当たっては、<u>当該</u>上場発行者に対し、本協会が別に定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づき払込金額を決定するよう要請しなければならない。 2 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対して、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 (現行どおり) 7 (買受けの条件) 第 6 条 会員は、<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たって、直前に行われた<u>当該上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等（当該買受けが行われた日から5年以内に行われたものに限る。）の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、当該直前に行われた<u>当該上場</u>	(上場発行者に対する説明) 第 4 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けと同時に当該株券等を原資産とする有価証券を組成（これに類する行為を含む。以下この条において同じ。）する場合には、当該有価証券を組成する旨を当該上場発行者に対して説明しなければならない。 2 (省 略) (上場発行者に対する要請) 第 5 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対し、本協会が別に定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づき払込金額を決定するよう要請しなければならない。 2 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対して、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 (省 略) 7 (買受けの条件) 第 6 条 会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たって、直前に行われた第三者割当増資等に係る株券等（当該買受けが行われた日から5年以内に行われたものに限る。）の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、当該直前に行われた第三者割当増資等に際しての保有方針に関する開

新	旧
発行者による第三者割当増資等に際しての保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることが判明した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該買受けを行ってはならないものとする。	示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることが判明した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該買受けを行ってはならないものとする。
(買受けの中止時等の取扱い)	(買受けの中止時等の取扱い)
第 7 条 会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第1項第1号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、未公表である株券等の募集を行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第6項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、<u>当該上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。</u>	第 7 条 会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第1項第1号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、未公表である株券等の募集を行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第6項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。
2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、株券等の募集の準備期間中において、<u>当該上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該株券等の募集を行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</u>	2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、株券等の募集の準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該株券等の募集を行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。
3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、<u>当該上場発行者が指名を予定していた買受人の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が当該第三者割当増資</u>	3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた買受人の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされる

新	旧
等を決定する日（公表がなされるものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の第三者割当増資等を行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 4 会員は、第1項の規定により買受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が<u>当該第三者割当増資等を決定する日</u>（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。	ものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の第三者割当増資等を行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。 4 会員は、第1項の規定により買受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行ってはならないものとする。
第 3 章 反社会的勢力の排除 <u>（反社会的勢力排除のための契約内容）</u> 第 7 条の2 会員は、発行者との間において締結する第三者割当増資等に係る株券等の買受けに関する契約（以下「買受契約」という。）において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 1 <u>発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。</u> 2 <u>前号の確約が虚偽であると認められたときは、会員の申出により当該買受契約が解除されること。</u> 3 <u>発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、会員の申出により当該買受契約が解除されること。</u> 2 <u>前項の規定は、会員が第三者割当増資等</u>	（ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧
<u>に係る株券等の会員以外の者による買受けを斡旋する場合において締結する買受けの斡旋に関する契約に準用する。このとき、「発行者」とあるのは「発行者及び第三者割当増資等に係る株券等の買受けをしようとする者又はその一方（会員を除く。）」と、「第三者割当増資等に係る株券等の買受けに関する契約（以下「買受契約」という。）」及び「買受契約」とあるのは「第三者割当増資等に係る株券等の買受けの斡旋に関する契約」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> <u>（反社会的勢力の有無の確認）</u> <u>第 7 条の3</u> <u>会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに当たっては、発行者が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。</u> <u>2</u> <u>会員は、発行者が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、買受契約を締結してはならない。</u> <u>3</u> <u>会員は、買受契約を締結した後に発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該買受契約に基づく買受けを行ってはならない。</u> <u>4</u> <u>会員は、第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行った後に発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、速やかに関係の解消に努めなければならない。</u> <u>5</u> <u>第1項から第3項までの規定は、会員が第三者割当増資等に係る株券等の会員以外の者による買受けを斡旋する場合に準用する。このとき、「買受け」とあるのは「買受けの斡旋」と、「発行者」とあるの</u>	(新 設)

新	旧
は「発行者及び第三者割当増資等に係る株券等の買受けをしようとする者又はその一方（会員を除く。）」と、「買受契約」とあるのは「第三者割当増資等に係る株券等の買受けの斡旋に関する契約」と、それぞれ読み替えるものとする。 第 4 章 （ 現行どおり ） 第 5 章 （ 現行どおり ） （みなしMSCB等への適用） 第 18 条 会員が<u>上場発行者による</u>第三者割当増資等に係る株券等（MSCB等を除く。この条において同じ。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該第三者割当増資等を行う上場発行者が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該株券等と密接不可分の関係であって、かつ、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 2 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。 2 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成23年 1 月 1 日から施行する。	第 3 章 （ 省 略 ） 第 4 章 （ 省 略 ） （みなしMSCB等への適用） 第 18 条 会員が第三者割当増資等に係る株券等（MSCB等を除く。この条において同じ。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該第三者割当増資等を行う上場発行者が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該株券等と密接不可分の関係であって、かつ、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 2 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該株券等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。 2 （ 省 略 ）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現 行 ど お り) 9 10 <u>反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がグリーンシート銘柄等として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 <u>発行会社</u>が株主名簿管理人（当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第166条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第36条第 5 項第 8 号において同じ。）に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）。 2 (現 行 ど お り) 3 本協会が第 9 条の指定を行う日までに、<u>発行会社</u>が当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 9 (新 設) (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がグリーンシート銘柄等として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人（当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第36条第 5 項第 8 号において同じ。）に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）。 2 (省 略) 3 本協会が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。

新	旧
<u>4</u> 発行会社が反社会的勢力でないこと及び発行会社が反社会的勢力との関係を有していないこと。 2 〈 (現行どおり) 4 5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (現行どおり) <u>2</u> 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。 <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり) 6 (現行どおり)	(新設) 2 〈 (省略) 4 5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (省略) (新設) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) 6 (省略)
(審査) 第7条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行会社の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は<u>第5号及び第6号</u>を、投信・SPCに区分する場合は<u>第4号から第6号</u>を、それぞれ除く。 1 (現行どおり)	(審査) 第7条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は<u>第4号及び第5号</u>を、投信・SPCに区分する場合は<u>第3号から第5号</u>を、それぞれ除く。 1 (省略)

新	旧
<u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u> <u>3</u> 〱 (現行どおり) <u>7</u> 2 〱 (現行どおり) 4 (同意書等の徴求) 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 2 <u>取扱会員になろうとする会員は、発行会社より反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出しなければならない。</u> 3 (現行どおり) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。)は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から<u>4か月</u>を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しな	(新 設) <u>2</u> 〱 (省 略) <u>6</u> 2 〱 (省 略) 4 (同意書等の徴求) 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 (新 設) 2 (省 略) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。)は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から<u>3か月</u>を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しな

新	旧
ればならない。 2 (現行どおり) 3 第1項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第1項で判定した事業年度の後2事業年度が経過するごとに、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること（以下「売上高等の増加状況」という。）について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査（以下「審査等」という。）を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から<u>4か月</u>を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならぬ。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 4 〃 (現行どおり) 7	ればならない。 2 (省 略) 3 第1項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第1項で判定した事業年度の後2事業年度が経過するごとに、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること（以下「売上高等の増加状況」という。）について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査（以下「審査等」という。）を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から<u>3か月</u>を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならぬ。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 1 (省 略) 2 (省 略) 4 〃 (省 略) 7
(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第15条 グリーンシート銘柄等の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第2項から第7項において同じ。）は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後3か月以内に本協会に提出しなければならない。<u>ただし、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないものとして、有価証券報告書については金商法第24条第1</u>	(会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第15条 グリーンシート銘柄等の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第2項及び第3項において同じ。）は、グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後3か月以内に本協会に提出しなければならない。

新	旧
<u>項本文に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合、会社内容説明書については本協会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等又は本協会の承認を受けた期間内にそれぞれ提出しなければならない。</u> 2 <u>取扱会員は、前項に規定する本協会の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を本協会に提出しなければならない。</u> 1 <u>当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を受けようとする期間</u> 2 <u>当該会社内容説明書に係る事業年度終了の日</u> 3 <u>当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を必要とする理由</u> 4 <u>第4項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法</u> 3 <u>前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u> 1 <u>定款又はこれに準ずるもの</u> 2 <u>前項第3号に規定する理由を証する書面</u> 4 <u>本協会は、第2項の承認の申請があった場合において、当該取扱会員がやむを得ない理由により会社内容説明書をその事業年度経過後3か月以内(当該事業年度に係る会社内容説明書の提出に関して第1項の本協会による承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度(その日が事業年度開始後3か月以内の日である場合には、その直前事業年度)から当該申請に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る会社内容説明書について、承認をするものとする。 5 前項の規定による承認に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、本協会は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) 8 (現行どおり) 9 (現行どおり) (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2・3 (現行どおり) 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所(T D n e tが設置されて	(新設) 2 (省略) 3 (省略) 4 (省略) 5 (省略) (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2・3 (省略) 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所(T D n e tが設置されて

新	旧
いる金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の<u>発行会社</u>であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。	いる金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の<u>発行者</u>であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。
5 (現行どおり)	5 (省 略)
8	8
(本協会による照会等及びこれに対する対応)	(本協会による照会等及びこれに対する対応)
第 17 条 本協会は、グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第33条において「照会等」という。)を行うことができる。	第 17 条 本協会は、グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第32条において「照会等」という。)を行うことができる。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)
(第三者割当増資等に係る本協会への書面の提出)	(新 設)
第 18 条の 2 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。)</u>は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が第三者割当による会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式及び会社法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権の割当てを行う場合、発行会社より、割当てを受ける者(グリーンシート銘柄等の発行会社又は協会員を除く。)が反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出	

新	旧
しなければならない。 (売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄等の売買について審査を行うものとする。 1 (現行どおり) 2 グリーンシート銘柄等の<u>発行会社</u>に係る金商法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄等に係る金商法第167条第3項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買等 3 (現行どおり) 2 〃 (現行どおり) 5 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 〃 (現行どおり) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 〃 (現行どおり)	(売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄等の売買について審査を行うものとする。 1 (省 略) 2 グリーンシート銘柄等の<u>発行者</u>に係る金商法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄等に係る金商法第167条第3項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買等 3 (省 略) 2 〃 (省 略) 5 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 〃 (省 略) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 〃 (省 略)

新	旧
4 5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄等の発行会社が第15条第1項及び第6項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 （現行どおり） 12 13 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が反社会的勢力である事実、又は発行会社が反社会的勢力と関係を有しているものとして次に掲げる関係を有している事実が判明した場合</u> イ <u>次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係</u> (1) <u>グリーンシート銘柄等の発行会社の親会社等（親会社又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他関係会社をいう。以下この号において同じ。）</u> (2) <u>グリーンシート銘柄等の発行会社の子会社</u> (3) <u>グリーンシート銘柄等の発行会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）</u> ロ <u>イのほか反社会的勢力がグリーンシート銘柄等の発行会社の経営に関与し</u>	4 5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄等の発行会社が第15条第1項及び第2項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 （ 省 略 ） 12 （ 新 設 ）

新	旧
ている関係 14 そ の 他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当であると判断した場合 <u>6</u> ） （現行どおり） <u>8</u> <u>（反社会的勢力の排除の仕組みに係る指導）</u> 第 43 条 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員（取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。）は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が定める反社会的勢力を排除する仕組みについて、当該発行会社に対し適切に指導しなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。	13 そ の 他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当と認めた場合 <u>6</u> ） （ 省 略 ） <u>8</u> （ 新 設 ）

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新		旧	
別 表 I. (現行どおり)		別 表 I. (省 略)	
報告事象欄	軽微基準欄	報告事象欄	軽微基準欄
1 (現行どおり)		1 (省 略)	
2 次に掲げる事実が発生した場合		2 次に掲げる事実が発生した場合	
(1)		(1)	
(現行どおり)		(省 略)	
(20)		(20)	
(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと及びこれらの開示を行った		(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと <u>及び</u> 当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を	

新		旧	
後提出したこ と並びに当該 期間の延長に 係る内閣総理 大臣等の承認 を受けたこと。 (2) 〵（現行どおり） (26) 3 （現行どおり） 4 当該発行会社の 事業年度若しく は中間会計期間 又は連結会計年 度若しくは中間 連結会計期間に 係る決算の内容 が定まった場合。 なお、事業年度に 係る決算の内容 を開示するとき、 当該発行会社の コーポレート・ガ バナンスに関す る基本的な考え 方及びその施策 の実施状況（次の (1)から(4)までに 掲げる事項をいう。） について、併せて開示し なければならない。 (1) 〵（現行どおり） (3) (4) 当該発行会社		行った後提出 したこと。 (22) 〵（省略） (26) 3 （省略） 4 当該発行会社の 事業年度若しくは 中間会計期間又は 連結会計年度若し くは中間連結会計 期間に係る決算の 内容が定まった場 合。なお、事業年 度に係る決算の内 容を開示すると き、当該発行会社 のコーポレート・ ガバナンスに関す る基本的な考え方 及びその施策の実 施状況（次の(1)か ら(3)までに掲げる 事項をいう。）につ いて、併せて開示 しなければならない。 (1) 〵（省略） (3) （新設）	

新		旧	
<u>の反社会的勢力 排除に向けた体 制整備に関する 内容</u> 5 ゝ（現行どおり） 11		5 ゝ（省 略） 11	
付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行 する。			

**反社会的勢力排除に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について**

平成 22 年 10 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、反社会的勢力排除に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 22 年 9 月 9 日から 9 月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（19 件、5 社・2 団体）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
有価証券の引受け等に関する規則			
1	全体	反社会的勢力との関係断絶を規則や契約に盛り込むことに異論は無いが、証券業界で「反社会的勢力」の定義に統一的な解釈がなされていないと思われる。規則には定義が書かれているが、第 8 号「その他前各号に準ずる者」に該当するかは証券会社で判断が異なっている可能性がある。また、「反社会的勢力との関係の有無」についても見解が分かれやすいと思われる。外国企業など国外の反社調査方法が確立されていない証券会社もあると思われ、業界内で調査及び判定のレベルにバラツキがあると見られる。 協会で、ガイドラインや内規の形で判断基準を明文化できれば良いが、できない場合でも相談窓口を設けるなど、業界で見解の統一をはかって欲しい。証券会社における見解の相違により、例えば某証券会社が反社と関係ありと判断して主幹事を断っても、主幹事を変更して上場するといったこともあり得る。 調査対象者が反社会的勢力に該当する、又は関係を有するか否かの判断は、極端に言えば人権にも関わる問題なので、実務的な判断において証券会社ごとに差が出ないような方策が必要だと考える。	貴重な御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
2	全体	(意見) 条件付き賛成 (理由) 改正案では、第 8 条の 2「発行者等が反社会的勢力でない旨を確約すること。」第 8 条の 3「引受会員は、引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。」としている。反社会的勢力でないことの立証責任やエビデンスの提出を未だ情報検索能力やコスト負担力が不十分な中小・ベンチャー企業に負わせるとすれば、本業以外に相当の負担を求めることになる可能性がある。該当者でないことの確認範囲とその確認方法について過度の事務負担が生じないような運用上の具体的手当てを頂きたい。 例えば、「オーナー経営者とその親族や役職員以外の外部株主としてファンドの LP などの出資者も含むのか」「仕入・販売先等の関係者も含めるのか」、「反社会的勢力でないことの確認はどう行うのか」その範囲と確認方法が曖昧で最終的な判断が引受証券会社に委ねられている部分があれば、当該証券会社は極めて慎重な判断に傾く可能性が高いことから、未上場中小・ベンチャー企業の将来の上場と資金調達の間口を狭めることにもつながりかねないと考えます。	反社会的勢力の排除は、会員各社において、厳粛に対応することが必要であると考え、従来から運用で行われていた対応を今回の規則改正により明文化したもので、当該規則改正の内容をもって未上場中小・ベンチャー企業の将来の上場と資金調達の間口を狭めることに繋がり得るとは考えておりません。
3	第 8 条の 2	反社会的勢力の排除の規定が「第 8 条の 2」から始まることに對しまして、聊か唐突な印象を受けます。現状の「第 8 条」は、「検査又は監査の実施」に関する規定であり、反社会的勢力の排除規定との関係も希薄であると思われれます。	今回の改正においては、いわゆる「枝番号」を用いて条を追加しておりますが、「枝番号」は法令においても用いられているものであり、「枝番号」であるからといって重要な条項ではないということには繋がらないと考えられます。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		如何にも後から追加した規定であり、あまり重要な条項ではないとの印象を与えてしまう虞があるのではないかと危惧いたします。 「反社会的勢力排除のための契約内容」を第9条とし、それ以降の条文を順次繰延べたほうが良いのではないのでしょうか。	
4	第8条の2	サムライ債の発行体である海外金融機関等からも「確約」を受け、「引受契約」への項目の追加が必要となるものか教えてください。 関連して、「定款の施行に関する規則」の英訳の更新（特に反社会的勢力の定義（第15条）の英訳を海外の人にとってわかりやすく）を早々に宜しくお願いいたします。	海外の発行体であるということだけをもって「確約」が必要ないとは考えておりません。 なお、「定款の施行に関する規則」の英訳の更新の要望につきましては、今後対応させていただきます。
5	第8条の2 第1号	元引受契約において、発行者又は売出人が自己が反社会的勢力でない旨をそれぞれ引受会員に対して確約することという意味と解されますが、そうであれば、「発行者等が自己が反社会的勢力でない旨を引受会員に対して確約すること」という文言の方がよいのではないのでしょうか。	本規定の趣旨は御指摘のとおりではございますが、本協会の自主規制規則は、協会員を拘束するものでありますので、現行案のとおりとさせていただきます。
6	第8条の2	元引受契約において発行者及び売出人から確約を受ける必要がある事項は、①発行者又は売出人が反社会的勢力でない、ということまでであって、②発行者又は売出人の役員・従業員が反社会的勢力でないということまで、また、③発行者又は売出人並びに発行者又は売出人の役員・従業員が反社会的勢力と関係を有さない、ということまでは含まれていない（役員が暴力団員で暴力団員が経営に関与しているということで結果として発行者等自身が反社会的勢力（暴力団関係企業）に該当するということ）で①に該当することはあっても）という理解でよいことを確認させてください。	貴見のとおりと考えられます。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		また、以上のことは、第三者割当増資等の取扱いに関する規則の改正案7条の2においても同様であることも確認させてください。	
7	第8条の2 各号 第8条の3 第2号 第8条の3 第3号	文案は発行者等が反社会的勢力に該当した場合についてのみ書かれており、関係を有すると判明した場合には言及していないが、その意図は何か。次項第8条の3第2号の文案では、発行者等が反社会的勢力と関係あることが判明した場合に引受契約を締結してはいけない、とあり、整合性を考えると、第8条の2各号においても、反社会的勢力との関係性に言及すべきではないかと考える。 文面どおりに解釈すると、元引受契約を締結後は、発行者等が反社会的勢力に「該当」しなければ、反社会的勢力と「関係を有する」と判明した場合でも、契約を履行できるように読める。同条第2号と同様、契約締結前であれ後であれ、発行者等と反社会的勢力との関係性が認められた場合には、増資等の払込前であれば契約を解除できるような内容とした方が、反社会的勢力を排除する趣旨に合っているように思う。 本改正案では発行者等が反社会的勢力に「該当」する場合と、「関係を有する」場合を使い分けているが、使い分けるのであれば反社会的勢力と同様に「関係」の内容をある程度定義するべきではないかと考える。	第8条の2の規定は、平成22年7月1日施行の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において、新規に口座を開設しようとする顧客について反社会的勢力でない旨の確約の表明、反社会的勢力を排除するための契約の締結が義務付けられたことを受け、引受時においても同様の規定を設けたものです。 他方、第8条の3の規定は、従前より、第16条第2項等において、引受時の審査項目として反社会的勢力との関係の有無を規定をしていたことからそれに紐付けものとして、幅広に規定しているものです。なお、反社会的勢力との関係の有無については、個別事例毎に実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
8	第8条の3	条文には「引受審査において」とあるが、独立した引受審査部門による審査が必要な項目ではないと考えるがその理解でよいか。 従前より引受部門による反社チェックが行われているが、本件後も同様の対応で問	第12条第1項において、「引受審査部門において、第16条から第19条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。」と規定されていることから、引受審査部門による審査が必要であると考えられます。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		題ない考える。	もっとも、個別具体的な調査を反社会的勢力への対応を専門とする部署等により行うことは可能と考えます。
9	第8条の3 第1項	意見：「引受会員は、引受審査において、～確認しなければならない」→「引受会員は、引受を行う場合には、～確認しなければならない」とすべきではないか。 理由：発行会社が反社であることの当否は、引受審査の段階でやるのは遅く、普段の営業活動を初め、引受活動の段階で既に実施されているべきものだから。	本規定は、第12条第1項等に規定する引受審査において、引受審査部門による反社会的勢力に関する確認が必要であることを明らかにする趣旨で「引受審査において」と明示しているものです。 したがって、普段の営業活動を始め、引受活動の段階において、確認いただくことを否定するものではありません。
10	第8条の3	① 「引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない」とありますが、審査過程の中で発行体にその旨問いかけることまで義務づけているものではないことを確認させてください。 ② ①の確認は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」第7条第1項、第2項への対応で取られている社内データベースとの照合等による対応が一義的には想定されており、上場企業による公募増資、公募社債の発行においては、（調査対象範囲は別にして）特別な手続きを求めるものではないことを確認させてください。 ③ 上場企業による公募増資、もしくは公募社債の引受に当たって、調査対象に必ず含めるべきとされる発行体関係者があれば、それぞれにつきその範囲をお教え下さい。 ④ 「反社会的勢力と関係がある」とは、会社もしくはその主要な経営陣が意図して反社会的勢力と関係を構築している状態、もしくはその経営を反社会的勢力に実態的に支配されている状態をいうもの	① 個別事例毎に実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 ② 御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、上場企業による公募増資、公募社債の発行においても審査を行っていただく必要はあると考えます。なお、社内データベースとの照合等による対応をもって審査とすることも考えられます。 ③ 個別事例毎に実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、調査対象とする範囲としては、金融商品取引所においては、新規上場にあたり、上場会社は当該法人のみならず親子等の関係にある会社及び当該法人の役員まで反社会的勢力と関係がないことを表明確約することが求められていることが参考になると考えられます。また、引受先企業の主な取引先や主要株主なども調査対象になりうるものと考えられます。 ④ 反社会的勢力と関係があるか否かについては、③で示した考え方を踏まえ、引受会員において、具体的状況、実質的状況等に応じて判断いただくものと考え

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		で、取引を行っていたら後に反社会的勢力であることが発覚し取引関係の解消を図っているといった状況は「反社会的勢力と関係がある」に該当しない等、関係の有無は反社会的勢力との取引の有無等で一律、形式的に決せられるのではなく、その判断は具体的状況、実質的状況に応じ、引受会員が合理的な裁量の範囲で行うものであることを確認させてください。	えます。
11	第 18 条	社債券（特に発行登録に基づく社債券の発行）は同一発行体による頻繁な起債がなされるのが通常であるが、個別起債の都度反社会的勢力との関係有無に係る確認を要するのか。 実務対応上、困難かつ無意味であると考ええる。運用については個々の会社による個別判断に委ねる体制として頂きたい。	現行の引受審査に関しても、発行登録の場合については、発行登録書が提出された時点で一旦規則上定める審査を行い、その後四半期報告書等が開示される都度、当該開示に関する内容を審査していたことから、そうした実務に照らし、各引受会員による個別判断により、適切に対応いただくことで差し支えないと考えます。
12	第 18 条	発行体が海外である案件（特にソブリン）についても反社会的勢力との関係有無に係る確認が必要か。その際、どのような方法による確認であれば十分だと理解すればよいか。 実務対応上、困難かつ無意味であると考ええる。運用については個々の会社による個別判断に委ねる体制として頂きたい。	第 2 条第 2 号において、社債券は、「金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。）」と規定していることから、所謂「ソブリン債」は含まれておりません。 なお、海外の発行体である場合においても、引受会員において適切に反社会的勢力との関係有無について確認いただく必要があると考えます。
13	第 37 条 第 2 項	「適切な審査」には、「適格性」の審査が含まれるものではないことを確認させてください。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、第 37 条第 2 項においては、「この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。」と規定していることから、本規則の趣旨を踏まえた対応が求められ

項番	該当条文	意 見	考 え 方
			ることになるものと考えます。
「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則			
1	全般	各所において、「反社会的勢力への該当性」が追加された趣旨をお教え下さい。	今回の改正において、「有価証券の引受け等に関する規則」に第8条の3を新設し、「引受会員は、引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない」と規定することに伴い、審査項目に当該規定を追加したものです。
2	第9条	意見：「ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みの有無」 →「ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況」とすべきではないか。 理由：元々の規則では「仕組み」だったのをあえて「仕組みの有無」にすると、有るか無いかだけの審査になりかねない。 重要なのは、 ・ 排除のための実効性のある仕組みが構築されているか ・ その仕組みがきちんと運用されているか であり、運用期間を審査において確保する根拠ともなりうるため。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
3	第11条 第1号	「社債券の引受け審査項目の一つに、「適格性」として、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認する旨、引受審査項目として追加する。」 ① 発行者は当然とし、「等」に何が含まれているか。 これまでも、IPOに際して、取締役、株主、取引先に反社会的勢力がかかわって	① 「発行者等」とは、「有価証券の引受け等に関する規則」第8条の2において、明確にその範囲を規定しております。 ② 御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、規則第8条の3は、会員が国内において行う引受けに関し適用されるものであり、海外発行に関する取扱いについては、規則第37条の規定が

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		いないかの調査・報告を提出していました。反社会的勢力が潜在化している現在、どこまでこれを把握し、どの範囲まで調査が必要なのか明確にしないと、制度として形式化してしまいます。発行者に、反社会的勢力でない旨の担保書類の提出が要求されるでしょうが、どこで、どのように調査すればよいか、発行者に過大な負担にならないようにすべきです。 ② 発行者等には、海外取引がどの程度含まれるのか。 海外証券市場は、外国発行者の誘致を行っています。逆に、国内市場は、J-SOXの適用が障害になっているとも聞きます。このような現状で、発行者のあらゆる活動に海外取引が拡大している現在、海外の反社会的勢力の調査方法など、どこまで可能でしょうか。少なくとも、国内発行者に対して、海外取引との関係を限定的にする必要があります。	適用されます。
第三者割当増資等の取扱いに関する規則			
1	第7条の3	③ 「・・・第三者割当増資等の買受時・・・」に関し、 第三者割当増資等の「等」についても、上記（「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則への意見項番3）①②と同一のことが言えます。 第三者割当増資は、発行者の資金調達の一方法ですが、金融商品には多様な組み合わせや資金調達方法があります。「等」を明確にしないと、あらゆる資金調達にされると、成長資金をすべて海外で調達するようになる可能性があります。	「第三者割当増資等」とは、第2条第1号において、明確にその範囲を規定しております。
2	第7条の3 第4項	株券等の買受けを行った後に発行者が反社会的勢力に該当すると認められたときは、速やかに関係の解消に努めなければなら	「関係の解消」の方法については、個別案件毎に判断されるものと考えます。 例えば、発行体に対し、買取請求を行う

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		らない、とありますが、「関係の解消」のための努力とは具体的にどのような状態をいうのでしょうか。買受けした証券を速やかに売却処分するようにしろ、ということでしょうか。しかし、売却自体は売却値段について経済的合理性を無視すれば可能ではあるかもしれませんが、そのような反社会的勢力に該当すると認められる発行者の株券等を、その事実を知らない相手方や市場において（その事実を秘したまま）売却することが適切な行為であるかははなはだ疑問があります。一方で、そのような公表あるいは開示を証券会社がすることは事実上困難でしょうし、仮にしたとすると、逆に売却処分の妨げになると考えられます。従って、「関係の解消」の努力には、買受けをした証券等の速やかな処分・売却等（買受けした証券が転換社債であれば株式に転換して売却することも含む）の努力は含まれないことを確認させてください。もし、関係の解消に買受けした証券の速やかな売却処分の努力が含まれるならば、発行者が反社会的勢力であることを秘して（積極的には公表・開示しないで）売却処分したとしても不当でない旨を確認させてください。	ことも方法の一つとして考えられます。

グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則

1	別表Ⅰ. 4. (4)	「発行会社の反社会的勢力排除に向けた体制整備」と「内部統制 J-SOX」との関係について 体制整備は当然ですが、この専門家を置き常に調査をしていても、不明のことが多いのは確かです。内部統制の一環で、すでに既存の発行者は、この体制については公表しています。これ以上のものを求めるには、内部統制組織に関する報告書との整合	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、反社会的勢力排除に向けた体制整備の内容については、取扱会員による適切な指導のもと、各発行会社の状況を踏まえながら、適宜対応いただくことになることから、御意見のような過度の規制となるとは考えておりません。
---	----------------	--	---

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		性を整理し、発行者の負担を軽減する必要があります。屋上屋の規制が多くなり、発行者に対して過度の規制がかかってしまうと見られる状況です。何が最も重要を明確にしないまま、この改正が、追加的、パッチワーク的規制になるのであれば、反対せざるをえません。	

以 上